



2026年2月18日

各 位

会 社 名 株式会社エルアイイエイチ
(コード番号 5856 東証スタンダード市場)
代表者名 代表取締役社長 山口 和也
問合せ先 取締役 三浦 功
(TEL. 03-6458-6913)

特別調査委員会の設置に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、特別調査委員会を設置することを決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主・投資家の皆様、お取引先をはじめとする関係者の皆様に、多大なるご迷惑・ご心配をおかけすることとなりましたことを、深くお詫び申し上げます。

記

I 特別調査委員会の設置

1. 特別調査委員会の設置について

当社は、2026年2月13日付「訴訟の提起に関するお知らせ」のとおり、当社連結子会社の株式会社なごみ設計（以下「なごみ設計」といいます）にて、当社がこれまで把握していなかった進行中の訴訟が発覚いたしました。

本訴訟のもととなる死亡事故については、当社がなごみ設計の株式取得を決議した2024年5月30日以前の2023年4月18日に発生していたことがわかりました。

なお、当時のなごみ設計の取締役会議事録では、当時当社の代表取締役であった1名が、なごみ設計の取締役を兼務しており、当該代表取締役が少なくとも当該死亡事故についての報告を受けていたことが記載されております。

また、当該死亡事故とは別に、なごみ設計が2024年4月23日に提起した債務不存在確認訴訟も発覚しております。これは、なごみ設計の元従業員が取引先の会社（以下「取引会社」といいます）の従業員と共に謀して、取引会社に対して存在しない工事について9百万円の架空請求をした、とされるものです。なごみ設計が提起した債務不存在確認訴訟に対して、取引会社が2024年9月11日に9百万円を請求する反訴を提起し、両者は併合して進行しております。

よって、当社がなごみ設計の株式を取得する際における事実経緯、当該連結子会社の株式取得のプロセス、今までこれらの事案が把握されていなかった経緯・原因、及び会計処理に関して、検証を行う必要があることを認識いたしました。より詳細かつ正確に事実関係を把握し、検証を実施するためには、独立性・中立性・専門性の高い調査委員会を設置する必要があると判断したため、当社とは利害関係を有しない外部の専門家を委員長とし、外部の専門家で構成される特別調査委員会を設置することといたしました。

2. 特別調査委員会の構成

委員長 渡辺 治（弁護士 新樹法律事務所）
委員 村田 和希（弁護士 八雲法律事務所）
委員 山田 幸平（公認会計士 合同会社 LR プラス）

※特別調査委員会の委員長及び各委員は、いずれも当社と利害関係を有しない外部専門家であります。

3. 特別調査委員会の調査項目

- ・上記死亡事故に関する訴訟及び債務不存在確認訴訟の会計処理に関する事実関係の調査
- ・上記につき不適切な会計処理が判明した場合における当社連結財務諸表への影響額の確定
- ・不適切な会計処理が判明した場合には、その原因の究明と再発防止策の提言
- ・類似事象の有無の調査
- ・上記のほか、特別調査委員会が必要と認める事項

4. 業績に対する影響について

特別調査委員会による今後の調査を踏まえ、影響が生じる場合には速やかに開示いたします。

5. 今後の対応について

当社は、特別調査委員会による調査に対して全面的に協力し、早急に調査を進めてまいります。特別調査委員会による調査の進捗および結果につきましては、判明次第、速やかに開示いたします。

以上